

## 第 23 号議案

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 第 1 項に基づき設置する学校運営協議会委員の報酬額を定めたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ対策委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	10,000 円
-----------	----	----------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。